

株 主 各 位

東京都品川区東品川一丁目39番9号

NECネットエスアイ株式会社

代表取締役社長 山 本 正 彦

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って、平成19年6月25日（月曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区東品川一丁目39番9号 当社本社 2階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第75期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件
 - 第5号議案 役員賞与支給の件
 - 第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

以 上

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、平成19年6月25日（月曜日）までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.nesic.co.jp>）において、掲載することによりお知らせいたします。

＜ 議決権行使についてのご案内 ＞

1. 株主総会にご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
2. 株主総会にご出席願えない場合は、次のとおり同封の議決権行使書用紙をご郵送いただくか、またはインターネットにより議決権をご行使ください。

【 書面による議決権行使 】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月25日（月曜日）午後5時45分までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

なお、議案に対する賛否のご表示がないときは会社提案に「賛」として取扱わせていただきます。

【 インターネットによる議決権行使 】

- (1) パソコンまたは携帯電話を用いて当社の指定する議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、平成19年6月25日（月曜日）午後5時45分までに議案に対する賛否をご登録ください。

〔 議決権行使サイトURL 〕 <http://www.webdk.net>


※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。
なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- (5) パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上が必要となります。
- (6) 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種が必要となります。

【 インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ 】

（株主名簿管理人） 住友信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-186-417（24時間受付）

事業報告

〔平成18年4月1日から〕
〔平成19年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）におけるわが国経済は、原油等の原材料価格の高騰のほか、ゼロ金利解除や為替相場の変動、世界情勢不安の影響などが懸念されたものの、企業業績の改善に伴う設備投資の増加や雇用環境が好転するなど、景気は回復基調で推移いたしました。

当社グループをとりまく事業環境は、通信業では、次世代ネットワーク（NGN：Next Generation Network）の実証実験（トライアル）が開始され、商用化に向けた取組みが本格化しつつあります。また、移動体通信事業者では、平成18年10月に携帯電話番号ポータビリティ制度が導入されたことに伴い、加入者獲得に向け、通話品質向上などのサービス拡充を目的とした基地局整備が拡大いたしました。企業においても、日本版S O X法に伴う内部統制関連システムや情報漏洩対策のセキュリティシステム、経営効率向上を目的としたI P テレフォニー^{*1}システムの導入など、国内民需におけるネットワーク関連投資は堅調に推移いたしました。

このような事業環境のなかで、当社は、市場対応力の強化を図るとともに、収益力の強化や工事品質の向上などの事業体質の強化に繋がる施策を強力に実行してまいりました。

平成18年4月には、ネットワーク事業分野におけるワンストップサービス体制の強化を目的に、NECテレネットワークス株式会社をグループ会社化（平成19年4月1日に同社を合併）いたしました。これにより、通信事業者向けではNGNを見据えた対応力を強化するとともに、企業向けにおいてもサポートサービス力の拡充を図るなど、より強靱な基盤を確立いたしました。

また、上記に加え、営業力の強化に向け、営業効率の向上を図るとともに、マーケット対応力の強化に努めてまいりました。具体的には、マーケティング機能の拡充により、新規ソリューションメニューを積極的に投入したほか、平成18年10月に解禁された国内P L C^{**2}市場へ参入するなど、マーケット拡大を積極的に進めてまいりました。

さらに、原価低減を含めたコスト改革活動の加速による収益力の強化、移動体基地局工事に関する訓練センターの新設など工事品質向上に向けた取組みも行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、上記の理由により、受注高は2,535億77百万円（前期比13.5%増）となり、売上高につきましても2,546億41百万円（前期

比19.2%増)となりました。営業利益につきましては、売上高の増加および収益性の改善により17億93百万円増加し、78億49百万円(前期比29.6%増)となりました。営業利益の改善により、経常利益につきましては、78億60百万円(前期比31.4%増)、当期純利益につきましては、34億76百万円(前期比33.3%増)となりました。

事業の種類別セグメントにつきましては以下のとおりであります。

〔ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業(NI・SS事業)〕

当連結会計年度の受注高は1,646億34百万円(前期比39.0%増)、売上高は1,614億73百万円(前期比38.0%増)となりました。

受注高が前期比39.0%、金額にして462億23百万円増加している主な要因は、NECテレネットワークス株式会社のグループ会社化による事業基盤強化や移転・統合ソリューションなどの新規ソリューションメニューの投入、新規ネットワークシステム(VoIP^{※3}対応システム等)を含むシステム提案活動を積極的に展開したことによるものであります。

売上高が前期比38.0%、金額にして444億75百万円増加している主な要因も、受注と同様であります。

〔通信工事業〕

当連結会計年度の受注高は651億92百万円(前期比4.8%減)、売上高は670億85百万円(前期比5.2%増)となりました。

受注高が前期比4.8%、金額にして32億70百万円減少している主な要因は、提案活動の積極的展開や施工体制の強化により地方自治体向け地域公共ネットワーク構築などが堅調であったものの、CATVを含む放送事業者や通信事業者向けのシステム構築が前期に受注した大型プロジェクトの反動で減少したこと等によるものであります。

売上高が前期比5.2%、金額にして33億20百万円増加している主な要因は、移動体通信事業者向け基地局工事が堅調であったほか、地方自治体向け地域公共ネットワークや消防・防災関連システム、電力会社向けの基幹ネットワークなどの通信設備工事が増加したことによるものであります。

〔機器等販売事業〕

当連結会計年度の受注高は237億50百万円(前期比34.9%減)、売上高は260億82百万円(前期比20.7%減)となりました。

受注高が前期比34.9%、金額にして127億59百万円減少、売上高が前期比20.7%、金額にして68億26百万円減少している主な要因は、当社の強みであるシステムインテグレーション力が発揮できるネットワークインテグレーション・サポートサービス事業にリソースを集中したため、システムインテグレーションを伴わない機器単体での取引が減少したものであります。

※1 IPテレフォニー：いわゆるIP電話であり、電話の音声情報をPCやコンピュータシステムのデータと同じように、IP(インターネット・プロトコル)ネットワーク上で伝送するシステム

※2 PLC:Power Line Communication(高速電力線通信)の略。電力線を通信回線として利用する技術
当社のグループでは、東洋ネットワークシステムズ株式会社がPLCモデムを製造、販売

※3 VoIP:Voice Over IPの略。音声をIPネットワーク上で伝送する技術

② 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業の更なる強化を目的として、平成17年12月15日付で、NECテレネットワークス株式会社が当社の完全子会社となる株式交換契約を締結し、平成18年4月1日に株式交換を行いました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は引き続き緩やかな回復が継続するものと思われませんが、先行きにつきましては、世界情勢不安や金利の上昇、原材料価格の動向の影響などが懸念されます。

当社グループの事業領域においては、国内民需につきましては、通信事業者においてNGN整備に向けた投資が拡大する見込みであるなど、国内のネットワーク関連投資は引き続き堅調に推移するものと予想されます。

このような事業環境に対応すべく当社グループといたしましては、NECテレネットワークス株式会社を平成19年4月1日に吸収合併したことにより、更なる基盤強化と事業の効率化を図ってまいります。通信事業者向けでは、NGN事業対応の本格化に向け、NGN関連技術やサービスに関するノウハウの蓄積および人材育成を目的とした専門部署を設けるなど、事業体制の強化を行ってまいります。また、企業向けでは、平成19年4月には新規ソリューションの企画、開発、展開力の更なる強化を図ることを目的にICT^{*1}ソリューション推進本部を新設いたしました。これにより、当社の強みを生かした新しいソリューションメニューの開発を強化し、国内民需向けのネットワーク関連事業を積極的に展開してまいります。さらに、コスト改革活動や品質、CS^{*2}に関する取組みを実行、推進し、更なる収益力強化、お客様満足の上昇に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

※1 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略

※2 CS：Customer Satisfaction（お客様満足）の略。お客様の満足を第一に、商品やサービスのあり方を追求すること

(3) 財産および損益の状況

区 分	平成 15 年 度 期 第 72 期	平成 16 年 度 期 第 73 期	平成 17 年 度 期 第 74 期	平成 18 年 度 期 第 75 期 (当連結会計年度)
受 注 高(百万円)	196,123	207,460	223,383	253,577
売 上 高(百万円)	194,012	198,625	213,672	254,641
経 常 利 益(百万円)	4,376	4,750	5,982	7,860
当 期 純 利 益(百万円)	500	1,222	2,609	3,476
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	10.87	28.24	60.56	70.72
総 資 産(百万円)	118,416	123,935	134,911	148,797
純 資 産(百万円)	50,971	51,704	54,017	62,201

(注) 第75期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会 社 名	当社株式の議決権比率	関 係 内 容
日 本 電 気 株 式 会 社	51.49%	当社は同社に対して、ネットワーク事業領域を中心に、システムに関する構築サービスの提供を行っております。また、これらに関する保守、ネットワーク運用・監視、アウトソーシング等のサポートサービスを提供しております。

(注) 1. 上記の議決権比率は、日本電気株式会社が退職給付信託として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社 退職給付信託口)に拠出している当社株式 6,400千株を含んで算出しております。

2. 日本電気株式会社との取引高は以下のとおりであります。

売上高	56,422百万円
仕入高	42,544百万円

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
N E C ネット エス アイ ・ エンジニアリング株式会社	50 百万円	100 %	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
N E C ネット エス アイ ・ サービス株式会社	60 百万円	100 %	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
株式会社ネシックアセレント	20 百万円	100 %	通信工事業
東 洋 ネット ワーク システムズ株式会社	400 百万円	100 %	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
ト ー ヨ ー アルファ ネット 株 式 会 社	20 百万円	100 %	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
N E C テレ ネット ワーク ス 株 式 会 社	150 百万円	100 %	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
NESIC BRASIL S/A	10,186 千リアル	72.82 %	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
NESIC (Thailand) Ltd.	20 百万バーツ	49.00 %	通信工事業
NESIC PHILIPPINES, INC.	50 百万ペソ	100 %	通信工事業
P. T. NESIC BUKAKA	2,067 百万ルピア	60.00 %	通信工事業
耐 希 克 (广 州) 有 限 公 司	6,624 千 元	100 %	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
TNS Europe GmbH	50 千ユーロ	100 %	ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業
Networks & System Integration Saudi Arabia Co.Ltd.	1,800 千サウジリアル	100 %	通信工事業

(5) 主要な事業内容 (平成19年3月31日現在)

当社グループは、システムインテグレーターとして、主要な事業領域であるネットワーク関連分野を中心としたトータルシステムの企画・コンサルティング、設計、構築、保守、ネットワーク運用・監視、アウトソーシングサービスの提供ならびにネットワークコミュニケーション機器等の製造・販売を展開しております。

(6) 主要な営業所 (平成19年3月31日現在)

① 当 社

本 社	東京都品川区東品川一丁目39番9号	
支 社 ・ 支 店	関 西 支 社 (大阪市)	中 部 支 店 (名古屋市)
	北 海 道 支 店 (札幌市)	北 陸 支 店 (金沢市)
	東 北 支 店 (仙台市)	京 滋 支 店 (京都市)
	北 関 東 支 店 (さいたま市)	神 戸 支 店 (神戸市)
	千 葉 支 店 (千葉市)	中 国 支 店 (広島市)
	神 奈 川 支 店 (横浜市)	四 国 支 店 (高松市)
	信 越 支 店 (新潟市)	九 州 支 店 (福岡市)
	静 岡 支 店 (静岡市)	沖 縄 支 店 (那覇市)

② 子 会 社

会 社 名	本 社 所 在 地
NEC ネットエスアイ・エンジニアリング株式会社	東京都品川区
NEC ネットエスアイ・サービス株式会社	東京都千代田区
株式会社ネシックアセレント	東京都大田区
東洋ネットワークシステムズ株式会社	神奈川県川崎市
トーヨーアルファネット株式会社	神奈川県高座郡寒川町
NEC テレネットワークス株式会社	東京都港区
NESIC BRASIL S/A	ブラジル国サンパウロ市
NESIC (Thailand) Ltd.	タイ国バンコク市
NESIC PHILIPPINES, INC.	フィリピン国マニラ市
P. T. NESIC BUKAKA	インドネシア国ジャカルタ市
耐希克 (广州) 有限公司	中国広州市
TNS Europe GmbH	ドイツ国ケルン市
Networks & System Integration Saudi Arabia Co. Ltd.	サウジアラビア国アルコバール市

(7) 使用人の状況 (平成19年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前期末比増減
ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業 通信工事事業 機器等販売事業	名 6,250	名 1,511
全社共通	157	△ 1
合計	6,407	1,510

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は含まれていません。
2. 当社グループは、事業の種類ごとの経営組織体系を有しておらず、同一の部門が複数の事業の種類に従事しております。
3. 使用人数が当連結会計年度において1,510名増加しておりますが、主としてNECテレネットワークス株式会社との株式交換に伴い、同社を連結の範囲に含めたことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 2,920	名 7	歳 39.4	年 14.8

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は含まれていません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成19年3月31日現在)

借入先	借入額
住友生命保険相互会社	2,000百万円
株式会社三井住友銀行	1,000
住友信託銀行株式会社	1,000
第一生命保険相互会社	1,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、ネットワークインテグレーション・サポートサービス事業の更なる強化を目的として、平成17年12月15日付で、NECテレネットワークス株式会社が当社の完全子会社となる株式交換契約を締結し、平成18年4月1日に株式交換を行いました。

また、平成19年1月25日開催の取締役会決議に基づき、当社の子会社であるNECテレネットワークス株式会社を平成19年4月1日付で吸収合併いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成19年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 49,773,807株
(注) 当期中の増加は、NECテレネットワークス株式会社との株式交換による新株式6,704,600株
であります。
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 13,111名
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
	千株	%
日本電気株式会社	19,106	38.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社 退職給付信託口)	6,400	12.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,825	9.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,702	3.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	1,578	3.19
住友不動産株式会社	1,200	2.42
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	935	1.89
NEC ネット エス アイ 従業員 持株会	761	1.54
資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託B口)	669	1.35
住友生命保険相互会社 (特別勘定)	569	1.15

(2) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（平成19年3月31日現在）

氏 名	会社における地位	担当、主な職業および他の法人等の代表状況
山 本 正 彦	代表取締役社長	社長*
藤 田 起	取 締 役	常務*（企画、総務、コンプライアンス推進、人事、経理、CS品質推進、施工革新推進、資材関係重要事項）
山 崎 幸 雄	取 締 役	常務*（情報システム、カスタマーエンジニアリング事業関係重要事項）兼SI&サービス事業本部長
三 輪 宏	取 締 役	常務*（マーケティング関係重要事項（正））兼営業統括本部長
六 車 徹	取 締 役	常務*（マーケティング関係重要事項（副））兼地域事業本部長
今 野 幸 四 郎	取 締 役	常務*（移動体推進関係重要事項）兼ネットワーク事業本部長
都 筑 一 雄	取 締 役	日本電気㈱執行役員兼エンタープライズソリューション事業本部長
小 村 正 幸	監 査 役（常勤）	
富 岡 憲 一	監 査 役（常勤）	
梅 澤 治 為	監 査 役	弁護士（東京八丁堀法律事務所）
友 田 宏 明	監 査 役	日本電気㈱執行役員
新 野 哲 二 郎	監 査 役	日本電気㈱キャリアネットワーク企画本部長代理

- (注) 1. 取締役 都筑一雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 小村正幸、梅澤治為、友田宏明および新野哲二郎の4氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 小村正幸氏は、長年にわたり経理業務および監査業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 梅澤治為氏は、弁護士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. ※印は当社における執行役員であります。

6. 上記のほか、取締役および監査役の重要な兼職の状況は次のとおりであります。

氏名	兼務する他の会社名	兼務の内容
山崎幸雄	NECテレネットワークス株式会社	取締役 ^{※1}
今野幸四郎	NECテレネットワークス株式会社 耐希克(广州)有限公司 NESIC (Thailand) Ltd. NEC ネットエスアイ・エンジニアリング株式会社	取締役 ^{※1} 会長 取締役 ^{※1}
都筑一雄	日本SGI株式会社	取締役 ^{※1}
梅澤治為	日本航空電子工業株式会社	監査役 ^{※2}
友田宏明	田村大興ホールディングス株式会社	取締役 ^{※1}
新野哲二郎	アラクサラネットワークス株式会社 日本電気通信システム株式会社	監査役 ^{※2} 監査役 ^{※2}

(注) 1. ※1印は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. ※2印は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

7. 平成19年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	会社における地位	異動後の担当、主な職業および他の法人等の代表状況
藤田起	取締役	常務 [※] (企画、総務、コンプライアンス推進、人事、経理、CS品質推進、施工革新推進、資材、テレネットワークス事業関係重要事項)
三輪宏	取締役	常務 [※] (マーケティング関係重要事項(正)) 兼営業統括本部長兼営業統括本部金融営業本部長
友田宏明	監査役	NECロジスティクス(株)顧問

(注) ※印は当社における執行役員であります。

② 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
うち社外取締役	7名 (1)	145百万円 (0)
うち社外監査役	5 (4)	40 (22)
合計	12	185

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 支給額のうち役員賞与につきましては、当事業年度より当該事業年度において賞与として費用計上すべき額を記載しております。なお、当事業年度中に支払った利益処分による役員賞与の額は、取締役6名に対して36百万円(うち社外取締役1名に対して0百万円)、監査役4名に対して9百万円(うち社外監査役2名に対して0百万円)であります。

3. 上記のほか、退任取締役3名に対して75百万円、退任監査役1名に対して3百万円の退職慰労金を支払っております。

③ 社外役員に関する事項

1. 取締役 都筑一雄

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

日本電気株式会社 執行役員兼エンタープライズソリューション事業本部長

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

日本 S G I 株式会社 社外取締役

ウ. 当事業年度における主な活動内容

平成18年6月29日就任以降開催の取締役会11回のうち6回に出席し、議案の審議に必要な発言をする等、当社の事業運営に係わる十分な経験と知識を活かすとともに、社外者の立場からの視点で助言および意思決定を行っています。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、120万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

2. 監査役 小村正幸

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動内容

平成18年6月29日就任以降開催の取締役会11回すべてに、また監査役会11回すべてに出席し、会議の議論に参画する等、当社の事業運営に係わる十分な経験と知識を活かすとともに、社外出身の立場から取締役の業務執行を監査しています。

エ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 監査役 梅澤治為

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

弁護士（東京八丁堀法律事務所）

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

日本航空電子工業株式会社 社外監査役

ウ. 当事業年度における主な活動内容

平成18年6月29日就任以降開催の取締役会11回すべてに、また監査役会11回すべてに出席し、会議の議論に参画する等、法律に係わる専門的な知識と視点を活かすとともに、社外者による公正・客観的な立場から取締役の業務執行を監査しています。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、120万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

4. 監査役 友田宏明

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

日本電気株式会社 執行役員

※平成19年4月1日付にて日本電気株式会社執行役員を退任し、NECロジスティクス株式会社の顧問に就任しております。

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

田村大興ホールディングス株式会社 社外取締役

ウ. 当事業年度における主な活動内容

平成18年6月29日就任以降開催の取締役会11回のうち7回に、また監査役会11回のうち8回に出席し、会議の議論に参画する等、当社の事業運営に係わる十分な経験と知識を活かすとともに、社外者による公正・客観的な立場から取締役の業務執行を監査しています。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、120万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

5. 監査役 新野哲二郎

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

日本電気株式会社 キャリアネットワーク企画本部長代理

イ. 他の会社の社外役員の兼任状況

アラクサラネットワークス株式会社 社外監査役

日本電気通信システム株式会社 社外監査役

ウ. 当事業年度における主な活動内容

当事業年度に開催の取締役会15回のうち12回に、また監査役会13回のうち12回に出席し、会議の議論に参画する等、当社の事業運営に係わる十分な経験と知識を活かすとともに、社外者による公正・客観的な立場から取締役の業務執行を監査しています。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、120万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	66百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が法定（会社法第340条）の解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち海外現地法人は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (i) 当社および当社の子会社における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「NECネットエスアイグループ企業行動憲章」および「NECネットエスアイグループ行動規範」を周知徹底し、遵守する。
 - (ii) 「NECネットエスアイグループ企業行動憲章」および「NECネットエスアイグループ行動規範」について、コンプライアンス推進部が周知徹底のための活動を行い、監査部が監査を実施する。

- (iii) NEC ネットズエスアイグループにおける法令違反または「NEC ネットズエスアイグループ企業行動憲章」および「NEC ネットズエスアイグループ行動規範」の違反またはそのおそれのある事実に関する相談窓口は、当社が設置する「内部通報相談窓口」とする。
 - (iv) 取締役は、法令違反および社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、是正の措置をとる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役は、その職務の遂行に係る文書その他の情報につき、法令および社内規程に従い、適切に保存および管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、必要に応じてそれぞれの担当部門が、スタッフ部門等の関係部門と連携し、内容により弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、社内規程に従い、適切に管理する。
 - (ii) リスク管理の観点から特に重要な案件については、常務会で事前に審議を行ったうえで、取締役会に付議する。
- ④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
- (i) 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - (ii) 執行役員は、常務以上ならびに監査役をメンバーとした会社経営および業務執行の重要事項を審議する「常務会」、執行役員および事業部長を中心メンバーとした業務遂行状況のフォローならびに重要事項の報告を行う「事業執行会議」により、経営機能の強化に努める。
 - (iii) 執行役員に対する大幅な権限委譲を行うことにより、事業運営に関して迅速な意思決定を行う。執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、必要に応じて親会社である日本電気株式会社（以下「NEC」という。）と企業倫理の確立、法令、定款および社内規程の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備等について連携を行う。
 - (ii) 当社の子会社に対して、取締役および監査役の派遣ならびに「NEC ネットズエスアイグループ企業行動憲章」および「NEC ネットズエスアイグループ行動規範」に基づく、日常的な管理を行うとともに、子会社における企業倫理の確立、法令、定款および社内規程の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制に関する指導および支援を行う。

- (iii) 当社の子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において常務会での審議、取締役会への付議等を行うとともに、必要に応じてNECと連携を行う。
 - (iv) 当社および当社の子会社の取締役は、法令および社内規程に従い、財務諸表等の作成を行うとともに、会計監査人の監査業務遂行に協力する。また、財務報告に係る内部統制については、米国企業改革法に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - (v) 監査部は、業務の適正性に関し、当社の子会社の監査を行う。
 - (vi) 監査役は、業務監査を通じてNECネットワークスアイグループにおける業務の適正の確保を図る。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務遂行を補助する専任または兼任のスタッフを配置する。
なお、監査役は当該スタッフの人事異動等について、意見を述べるができる。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 取締役および使用人は、監査役求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
 - (ii) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- ⑧ 監査役監査が実効的に行われることを確保する体制
- (i) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - (ii) 監査役は、監査役会において、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。
また、会計監査人の監査業務遂行に協力し、定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査部門である監査部との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主利益の向上を重要事項と位置付けております。経営基盤の強化、財務体質の充実、収益力の向上に努めるとともに、企業価値を高めることによって、株主の皆様への利益還元を図ってまいりたいと考えております。配当につきましては、連結業績、投資動向等を総合的に勘案し、株主の皆様の期待に応えるべく、適正な利益配分を行っていく方針であります。

内部留保資金につきましては、今後のネットワーク関連市場の進展を考慮し、競争力の強化と新分野、成長分野への戦略的投資に向けることを基本といたしております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき7円とさせていただきます。すでに、平成18年12月8日に実施済みの中間配当金1株当たり7円とあわせまして、年間配当金は1株当たり14円となります。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	125,498	流動負債	65,173
現金及び預金	8,602	支払手形及び買掛金	48,333
受取手形及び売掛金	95,353	短期借入金	531
たな卸資産	15,090	未払法人税等	2,457
繰延税金資産	5,493	未払消費税等	1,529
その他	1,159	前受金	3,451
貸倒引当金	△ 200	役員賞与引当金	78
		受注損失引当金	183
固定資産	23,298	その他	8,608
有形固定資産	8,260	固定負債	21,422
建物及び構築物	3,391	長期借入金	5,000
機械装置及び運搬具	49	退職給付引当金	16,300
工具器具及び備品	2,070	役員退職慰労引当金	95
土地	2,423	その他	25
建設仮勘定	325	負債合計	86,596
無形固定資産	3,758	(純資産の部)	
投資その他の資産	11,279	株主資本	61,692
投資有価証券	686	資本金	13,122
繰延税金資産	6,549	資本剰余金	16,650
その他	4,169	利益剰余金	31,931
貸倒引当金	△ 125	自己株式	△ 11
資産合計	148,797	評価・換算差額等	△ 308
		その他有価証券評価差額金	△ 14
		繰延ヘッジ損益	△ 40
		為替換算調整勘定	△ 253
		少数株主持分	816
		純資産合計	62,201
		負債純資産合計	148,797

連結損益計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	254,641
売 上 原 価	221,379
売 上 総 利 益	33,262
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	25,413
営 業 利 益	7,849
営 業 外 収 益	683
受 取 利 息 配 当 金	39
そ の 他 営 業 外 収 益	643
営 業 外 費 用	672
支 払 利 息	74
そ の 他 営 業 外 費 用	598
経 常 利 益	7,860
特 別 損 失	586
子 会 社 事 業 整 理 損 失	586
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,273
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,784
法 人 税 等 調 整 額	△ 29
少 数 株 主 利 益	41
当 期 純 利 益	3,476

連結株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年3月31日残高	13,122	12,622	29,413	△ 920	54,238
連結会計年度中の変動額					
株式交換による変動額		3,779		916	4,695
剰余金の配当			△ 642		△ 642
役員賞与			△ 68		△ 68
当期純利益			3,476		3,476
自己株式の取得				△ 8	△ 8
自己株式の処分		0		0	0
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替		248	△ 248		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	4,027	2,518	908	7,454
平成19年3月31日残高	13,122	16,650	31,931	△ 11	61,692

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	150	－	△ 370	△ 220	608	54,625
連結会計年度中の変動額						
株式交換による変動額				－		4,695
剰余金の配当				－		△ 642
役員賞与				－		△ 68
当期純利益				－		3,476
自己株式の取得				－		△ 8
自己株式の処分				－		0
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替				－		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 164	△ 40	117	△ 87	208	120
連結会計年度中の変動額合計	△ 164	△ 40	117	△ 87	208	7,575
平成19年3月31日残高	△ 14	△ 40	△ 253	△ 308	816	62,201

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………13社

(2) 連結子会社の名称……………NEC ネットズエスアイ・エンジニアリング(株)

NEC ネットズエスアイ・サービス(株)

(株)ネシックアセレント

東洋ネットワークシステムズ(株)

トーヨーアルファネット(株)

NEC テレネットワークス(株)

NESIC BRASIL S/A

NESIC (Thailand)Ltd.

NESIC PHILIPPINES, INC.

P. T. NESIC BUKAKA

耐希克(广州)有限公司

TNS Europe GmbH

Networks & System Integration Saudi Arabia Co.Ltd.

1. NEC テレネットワークス株式会社は、平成18年4月の株式交換に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. Networks & System Integration Saudi Arabia Co.Ltd. は、平成18年4月の設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(3) 非連結子会社の名称……………NESIC CHILE S. A.

(連結の範囲から除いた理由)

営業規模が小さく、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数……………なし

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称…NESIC CHILE S. A.

(持分法を適用しない理由)

連結純損益および連結剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産

機器及び材料

機	器	移動平均法による原価法
		一部の連結子会社については、先入先出法による原価法
主	材	移動平均法による原価法
副	材	総平均法による原価法
貯	蔵	最終仕入原価法
仕	掛	個別法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………主として定率法を採用しており、一部の貸与資産ならびに一部の在外連結子会社については、定額法を採用しております。
- (2) ソフトウェア……………市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

5. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が、78百万円減少しております。

- (3) 受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員等の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務の額の処理については、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異の処理については、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

6. 繰延資産の処理方法……………株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

7. 収益の計上基準……………売上高の計上は引渡し基準によっておりますが、当社でのシステムインテグレーション事業（契約金額1億円以上）については進行基準、在外連結子会社（一部を除く）での工事については工事進行基準により計上しております。
8. リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、一部の在外連結子会社については、通常の売買取引に準じた会計処理を行っております。
9. ヘッジ会計の方法……………原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。
10. 消費税等に相当する額の会計処理……………税抜方式によっております。
11. 連結子会社の資産および負債の評価の方法…全面時価評価法によっております。
12. のれんの償却の方法および期間……………のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。
13. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（会計方針の変更）

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は61,424百万円であります。

企業結合に係る会計基準等

当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

（表示方法の変更）

「未払消費税等」の重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度は、流動負債の「その他」に1,407百万円含まれております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,701百万円
2. 保証債務
当社従業員の住宅資金融資制度による金融機関からの借入を、㈱三井住友銀行に対し保証しております。
194百万円
3. 連結会計年度末日満期手形
連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、当連結会計年度末残高に含まれております。
受取手形及び売掛金 507百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	43,069,207	6,704,600		—		49,773,807

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

株式交換に伴う新株発行による増加 6,704,600株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,115,207	6,075		1,111,027		10,255

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 6,075株

減少数の内訳は次のとおりであります。

株式交換に伴う割当交付による減少 1,110,700株

単元未満株式の買増請求による減少 327株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	293	7.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年10月26日 取締役会	普通株式	348	7.00	平成18年9月30日	平成18年12月8日
合計		642			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月15日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	348	7.00	平成19年3月31日	平成19年6月5日

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,233.52円
- 1株当たり当期純利益 70.72円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

NEC ネットエスアイ株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 榊 正 壽 ㊞
指定社員 業務執行社員 公認会計士 内 藤 哲 哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NEC ネットエスアイ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEC ネットエスアイ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第75期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成19年5月15日

NEC ネットエスアイ株式会社 監査役会

監査役(常勤)(社外監査役) 小村正幸 ㊟

監査役(常勤) 富岡憲一 ㊟

監査役(社外監査役) 梅澤治為 ㊟

監査役(社外監査役) 友田宏明 ㊟

監査役(社外監査役) 新野哲二郎 ㊟

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	99,628	流動負債	51,154
現金及び預金	6,698	支払手形	1,834
受取手形	2,074	買掛金	37,506
売掛金	70,573	短期借入金	500
機器及び材料	2,534	未払費用	2,963
仕掛品	9,309	未払法人税等	1,314
関係会社貸付金	4,304	未払消費税等	1,261
繰延税金資産	3,184	前受金	2,971
その他	1,063	役員賞与引当金	52
貸倒引当金	△ 115	受注損失引当金	183
固定資産	26,753	その他	2,567
有形固定資産	7,211	固定負債	16,151
建物・構築物	3,004	長期借入金	5,000
機械・運搬具	12	退職給付引当金	11,097
工具器具・備品	1,456	役員退職慰労引当金	53
土地	2,422	負債合計	67,305
建設仮勘定	315	(純資産の部)	
無形固定資産	1,833	株主資本	59,128
ソフトウェア	1,727	資本金	13,122
その他	106	資本剰余金	16,650
投資その他の資産	17,708	資本準備金	16,650
投資有価証券	629	利益剰余金	29,366
関係会社株式	9,020	利益準備金	546
長期保証金	2,378	その他利益剰余金	28,819
繰延税金資産	5,115	固定資産圧縮積立金	1
その他	686	別途積立金	23,940
貸倒引当金	△ 122	繰越利益剰余金	4,878
資産合計	126,382	自己株式	△ 11
		評価・換算差額等	△ 51
		その他有価証券評価差額金	△ 10
		繰延ヘッジ損益	△ 40
		純資産合計	59,076
		負債純資産合計	126,382

損 益 計 算 書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	189,498
売 上 原 価	167,159
売 上 総 利 益	22,338
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	18,322
営 業 利 益	4,016
営 業 外 収 益	1,260
受 取 利 息 配 当 金	775
そ の 他 営 業 外 収 益	484
営 業 外 費 用	539
支 払 利 息	71
そ の 他 営 業 外 費 用	467
経 常 利 益	4,736
税 引 前 当 期 純 利 益	4,736
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,986
法 人 税 等 調 整 額	△ 194
当 期 純 利 益	2,945

株主資本等変動計算書

〔平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで〕

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高	13,122	12,622	0	12,622	546	1	23,940	2,868	27,357	△ 920	52,182
事業年度中の変動額											
株式交換による変動額		4,028	△ 248	3,779						916	4,695
剰余金の配当				—				△ 642	△ 642		△ 642
役員賞与				—				△ 45	△ 45		△ 45
固定資産圧縮積立金の取崩				—		△ 0		0	—		—
当期純利益				—				2,945	2,945		2,945
自己株式の取得				—					—	△ 8	△ 8
自己株式の処分			0	0					—	0	0
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			248	248				△ 248	△ 248		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—							—
事業年度中の変動額合計	—	4,028	△ 0	4,027	—	△ 0	—	2,009	2,009	908	6,946
平成19年3月31日残高	13,122	16,650	—	16,650	546	1	23,940	4,878	29,366	△ 11	59,128

項目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	150	—	150	52,332
事業年度中の変動額				
株式交換による変動額			—	4,695
剰余金の配当			—	△ 642
役員賞与			—	△ 45
固定資産圧縮積立金の取崩			—	—
当期純利益			—	2,945
自己株式の取得			—	△ 8
自己株式の処分			—	0
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 160	△ 40	△ 201	△ 201
事業年度中の変動額合計	△ 160	△ 40	△ 201	6,744
平成19年3月31日残高	△ 10	△ 40	△ 51	59,076

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

機器及び材料

機 器……………移動平均法による原価法

主 材 料……………移動平均法による原価法

副 材 料……………総平均法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

仕 掛 品……………個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として定率法を採用しており、一部の貸与資産については、定額法を採用しております。

ソフトウェア……………市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(会計方針の変更)

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、52百万円減少しております。

受注損失引当金……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務の額の処理については、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異の処理については、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用

- 処理しております。
- 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
5. 繰延資産の処理方法……………株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。
6. 収益の計上基準……………売上高の計上は引渡し基準によっておりますが、当社でのシステムインテグレーション事業（契約金額1億円以上）については進行基準により計上しております。
7. リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法……………原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。
9. 消費税等に相当する額の会計処理…税抜方式によっております。
10. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(会計方針の変更)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は59,117百万円であります。

企業結合に係る会計基準等

当事業年度から「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会平成15年10月31日）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

(表示方法の変更)

「関係会社株式」の重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度は、投資その他の資産の「投資有価証券」に4,324百万円含まれております。

「長期貸付金」は重要性が低くなったため、当事業年度より投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の投資その他の資産の「その他」に含まれている「長期貸付金」は1百万円であります。

「未払消費税等」の重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度は、流動負債の「その他」に1,104百万円含まれております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,136百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| (1) 当社従業員の住宅資金融資制度による金融機関からの借入を、㈱三井住友銀行に対し保証しております。 | 194百万円 |
| (2) 海外子会社の借入に係る保証債務 | 592百万円 |

3. 関係会社に対する短期金銭債権	33,034百万円
関係会社に対する短期金銭債務	14,620百万円
4. 事業年度末日満期手形	
事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。	
受取手形	333百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	58,429百万円
仕入高	59,301百万円
営業取引以外の取引高	1,036百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(株)	1,115,207		6,075		1,111,027	10,255

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 6,075株

減少数の内訳は次のとおりであります。

株式交換に伴う割当交付による減少 1,110,700株

単元未満株式の買増請求による減少 327株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

賞与引当金損金算入限度超過額	986百万円
賞与分社会保険料否認	117百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	56百万円
未払事業税否認	130百万円
進行基準否認	125百万円
たな卸資産評価損	958百万円
受注損失引当金	74百万円
減価償却費損金算入限度超過額	124百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	4,515百万円
ソフトウェア	263百万円
株式配当	146百万円
有価証券評価損	247百万円
その他	968百万円
繰延税金資産小計	8,714百万円
評価性引当額	△ 383百万円
繰延税金資産合計	8,331百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

固定資産圧縮積立金	△	1百万円
その他有価証券評価差額金	△	29百万円
繰延税金負債合計	△	30百万円
繰延税金資産の純額		8,300百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車両・事務用電子計算機一式および通信用交換機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,187.15円
2. 1株当たり当期純利益	59.90円

(重要な後発事象に関する注記)

子会社の合併について

当社は、平成19年1月25日開催の取締役会決議に基づき、当社の子会社であるNECテレネットワークス株式会社を平成19年4月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

相互の強みである全国展開営業力、システム構築力、施工技術力、保守対応力の更なる一体化および経営資源の集中と効率化による事業の拡大・強化を図ること。

(2) 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、NECテレネットワークス株式会社は解散いたしました。

(3) 合併による新株の割当

NECテレネットワークス株式会社は当社の完全子会社であるため、合併により発行する株式はありません。

(4) 合併による増加資本金等

合併による増加資本金等はありません。

(5) 合併による引継財産

合併期日において、NECテレネットワークス株式会社の資産、負債および権利義務の一切を引き継ぎます。

(6) 合併期日

平成19年4月1日

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

NEC ネットエスアイ株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 榊 正 壽 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内 藤 哲 哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NEC ネットエスアイ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年4月1日に、完全子会社であるNECテレネットワークス株式会社を吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役および社員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し適宜意見を述べるほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な営業拠点等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、内部統制に係る体制等に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築および運用状況を監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求めるとともに、業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制に係る体制等に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制等に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 子会社調査の結果、取締役の職務執行に関し指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成19年5月15日

NEC ネットズ エスアイ株式会社 監査役会

監査役(常勤)(社外監査役)	小 村 正 幸	Ⓔ
監査役(常勤)	富 岡 憲 一	Ⓔ
監査役(社外監査役)	梅 澤 治 為	Ⓔ
監査役(社外監査役)	友 田 宏 明	Ⓔ
監査役(社外監査役)	新 野 哲 二 郎	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 執行役員制度による業務執行体制の定着に伴い、役付取締役、相談役等の取締役の役職に関する規定を削除するものであります。
- (2) 上記条文の削除に伴い、現行定款の条数を順次繰り上げるとともにその他一部字句の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて<u>取締役会長がこれを招集する。取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、社長がこれを招集し、社長に事故があるときは、他の代表取締役がこれを招集する。</u></p> <p>第14条 (略)</p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>取締役会長がこれに当る。取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、社長がこれに当り、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>取締役会で定めた代表取締役がこれに当り、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役等) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. <u>取締役会は、その決議により取締役会長1名、社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役) 第22条 (現行どおり) (削 除)
第23条 } (略)	第23条 } (現行どおり)
第26条	第26条
(相談役) 第27条 <u>取締役会の決議により、相談役を若干名置くことができる。</u>	(削 除)
第5章 監査役及び監査役会 第28条 } (略)	第5章 監査役及び監査役会 第27条 } (現行どおり)
第34条	第33条
第6章 計 算 第35条 } (略)	第6章 計 算 第34条 } (現行どおり)
第38条	第37条

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	山本正彦 (昭和22年 10月13日生)	平成13年6月 日本電気㈱執行役員兼IPネットワーク事業本部長 平成15年4月 日本電気㈱執行役員兼ブロードバンドネットワーク事業本部長 平成16年4月 日本電気㈱執行役員常務(ネットワークプラットフォームビジネスユニット関係担当) 平成17年4月 日本電気㈱執行役員常務(コンピュータプラットフォームビジネスユニット関係担当)兼第二コンピュータ事業本部長 平成18年4月 当社顧問 平成18年6月 当社代表取締役社長(現任) 社長*(現任)	3,000株
2	藤田起 (昭和21年 1月10日生)	平成12年4月 日本電気㈱光ネットワーク事業本部主席事業主幹 平成13年6月 NECテレネットワークス㈱代表取締役社長 平成18年6月 当社取締役(現任) 常務*(現任)	2,000株
3	山崎幸雄 (昭和21年 3月15日生)	平成13年4月 日本電気㈱ITソリューションマーケティング事業本部長 平成14年6月 当社取締役(現任) 平成16年6月 当社常務*兼SI&サービス事業本部長(現任) 平成18年3月 当社SI&サービス事業本部オフィスソリューション事業部長兼務	1,000株
4	六車徹 (昭和23年 6月14日生)	平成14年4月 日本電気㈱東日本ソリューション営業事業本部副事業本部長 平成15年7月 日本電気㈱国内営業事業ライン・支配人 平成16年10月 日本電気㈱国内営業ビジネスユニット・支配人兼東日本ソリューション営業事業本部首都圏営業本部長 平成17年4月 当社常務*(現任) 兼地域事業本部長代理 平成17年6月 当社地域事業本部事業企画室長兼務 平成18年6月 当社取締役(現任) 地域事業本部長兼務(現任)	1,000株

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
5	今野 幸四郎 (昭和26年 12月8日生)	昭和45年4月 当社入社 平成13年10月 当社ネットワーク事業本部ネットワークソリューション事業部長 平成14年7月 当社執行役員※兼ネットワーク事業本部ネットワークソリューション事業部長 平成15年6月 当社ネットワーク事業本部ネットワークエンジニアリング事業部長兼務 平成15年7月 当社ネットワーク事業本部長代理兼事業企画室長兼務 平成16年4月 当社常務※兼ネットワーク事業本部長(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	1,100株
6	都筑 一雄 (昭和24年 2月7日生)	平成13年4月 日本電気(株)国内事業本部企業通信システム事業部長 平成15年4月 日本電気(株)ブロードバンドソリューション事業本部企業第一ソリューション事業部長 平成16年4月 日本電気(株)執行役員兼エンタープライズソリューション事業本部長(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者は現に当社の取締役であり、当社における地位および担当につきましては、事業報告「取締役および監査役の状況」(11頁および12頁)に記載のとおりであります。
2. 候補者と会社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 都筑一雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
4. 都筑一雄氏を社外取締役の候補者とした理由は、当社の事業運営に係わる十分な経験と知識を当社経営に活かしていただくためであります。
5. 都筑一雄氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。
6. 当社は都筑一雄氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、120万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。
7. ※印は当社における執行役員の役職であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 富岡憲一氏および友田宏明氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	岡田 哲育 (昭和21年 10月7日生)	平成14年6月 日本電気(株)NTT事業本部主席営業主幹兼NTT 営業推進本部長代理 平成15年4月 当社執行役員※兼営業統括本部コミュニケーション 営業本部長 平成17年4月 当社営業統括本部移動体推進本部長兼務 平成17年6月 当社常務※(現任) 兼営業統括本部長代理兼営業統括本部移動体推進 本部長 平成18年3月 当社移動体推進本部長兼務(現任)	0株
2	中西 清司 (昭和25年 2月14日生)	平成14年5月 NECカスタムサポート(株)代表取締役社長 平成16年4月 日本電気(株)CSR推進本部長 平成16年6月 NEC生産システム(株)代表取締役社長 平成17年4月 日本電気(株)プロセス改革推進本部長 平成17年7月 日本電気(株)ものづくり革新ユニット・支配人 平成18年4月 日本電気(株)執行役員(ものづくり革新ユニット関係 担当)(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と会社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 中西清司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
3. 中西清司氏を社外監査役候補者とした理由は、当社の事業運営に係わる十分な経験と知識を活かし、業務執行の適法性等について公正・客観的な立場から監査していただくためであります。
4. 中西清司氏の選任が承認された場合には、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、120万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
5. ※印は当社における執行役員の役職であります。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役 三輪 宏氏は任期満了により退任され、監査役 富岡憲一氏は辞任されます。つきましては、退任取締役 三輪 宏氏および退任監査役 富岡憲一氏に対し在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等の決定は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
三 輪 宏	平成17年6月 当社取締役（現任） 常務*（現任）
富 岡 憲 一	平成17年6月 当社監査役（常勤）（現任）

（注）※印は当社における執行役員の役職であります。

また、当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって、取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。そこで、第2号議案をご承認いただくことを条件として重任される取締役5名および監査役 小村正幸氏に対し、その功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を贈呈することとし、その贈呈の時期につきましては、取締役および監査役各氏の退任時といたしたいと存じます。また、退職慰労金の金額、贈呈の方法等の決定は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金贈呈の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
山 本 正 彦	平成18年6月 当社代表取締役社長（現任） 社長*（現任）
藤 田 起	平成18年6月 当社取締役（現任） 常務*（現任）
山 崎 幸 雄	平成14年6月 当社取締役（現任） 平成16年6月 当社常務*（現任）
六 車 徹	平成18年6月 当社取締役（現任） 常務*（現任）
今 野 幸 四 郎	平成18年6月 当社取締役（現任） 常務*（現任）
小 村 正 幸	平成18年6月 当社監査役（常勤）（現任）

（注）1. 監査役 小村正幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. ※印は当社における執行役員の役職であります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名（うち社外取締役1名）および監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額5,200万円（取締役分4,170万円、社外取締役分10万円、監査役分1,020万円）を支給いたしたいと存じます。

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額は、平成17年6月29日開催の第73期定時株主総会において月額1,500万円以内、監査役の報酬額は、平成10年6月26日開催の第66期定時株主総会において月額500万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、役員報酬体系の見直しや会社法施行に伴う取締役および監査役の賞与の報酬への組み込み等諸般の事情を考慮し、報酬額を月額表示から年額表示に改め、取締役の報酬額を年額2億円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内）、監査役の報酬額を年額6,000万円以内に改定することをお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

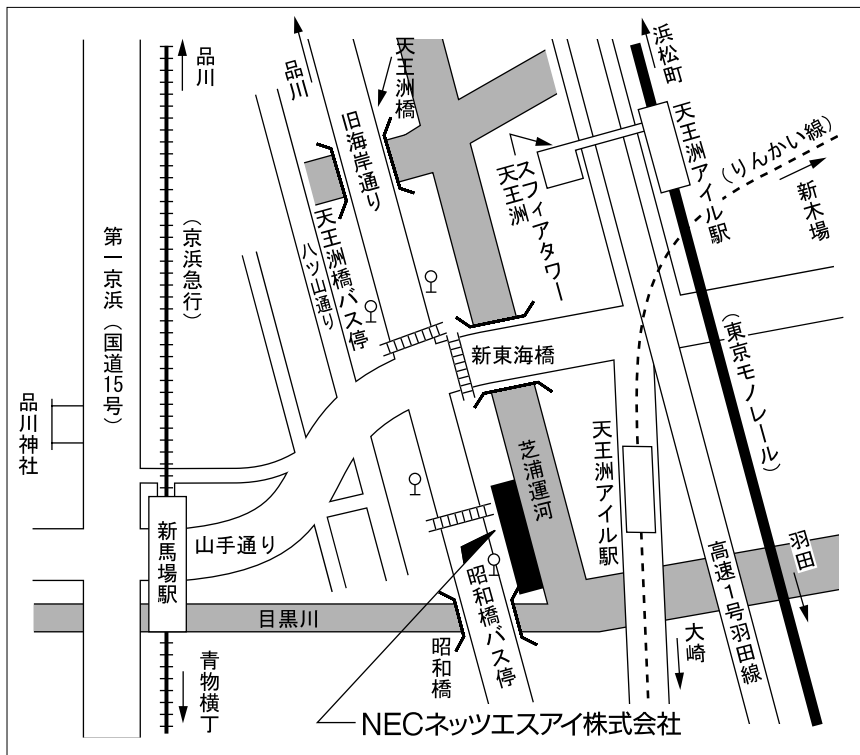
また、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち、社外取締役1名）、監査役は5名となります。

以 上

メモ欄

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図



(交通)

東京モノレール 天王洲アイル駅下車 徒歩10分
 りんかい線 天王洲アイル駅下車 徒歩10分
 京浜急行 新馬場駅下車 徒歩11分

JR品川駅より都営バスをご利用の場合

港南口(東口)③番のりばより「八潮パークタウン」行「昭和橋」下車
 「品川シーサイド駅前」行「昭和橋」下車
 高輪口(西口)②番のりばより「大井競馬場前」行「昭和橋」下車

※ この招集通知書は、再生紙および環境に優しい大豆油インキを使用しております。